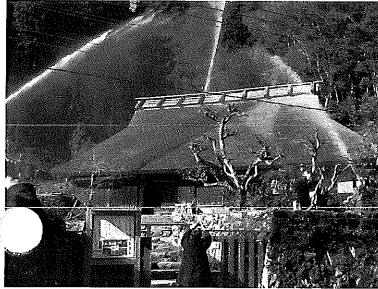


# 博物館だより

No.47

平成22年3月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行  
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13  
TEL 0930-33-4666  
FAX 0930-33-4667



▲寒天の中、地元帆柱区や消防関係者一同に会しての行事でした。

住の蒐集家・逸木俊司さんから  
ご寄贈いただいた多数の古美術  
資料ですが、その豊富な内容か  
ら、平成19年以降、シリーズ構  
成でご紹介しています。

今日は陶磁器資料が加わつ  
た構成でお披露目いたします。  
ぜひご覧下さい。

## 1・2月の業務日誌から

### 3月期歴史講座の案内

【古文書講座】	3月6日(土) 9時30分~
【古典かな講座】	3月13日(土) 10時00分~
【金曜古文書講座】	3月20日(土) 9時30分~
【みやこ学講座】	3月26日(金) 10時00分~
【3月27日(土) 10時00分~	

式を行いました。先づ新調  
されたばかりの同住宅の屋根  
に向け、放水銃による水幕を  
張り、防火設備の点検操作を行  
いました。

当館では来る3月16日(火)か  
ら「企画展「逸木コレクション  
展」」を開催いたします。

逸木コレクションは、町内在  
住の蒐集家・逸木俊司さんから  
ご寄贈いただいた多數の古美術

資料ですが、その豊富な内容か  
ら、平成19年以降、シリーズ構  
成でご紹介しています。

今日は陶磁器資料が加わつ  
た構成でお披露目いたします。  
ぜひご覧下さい。

## 「逸木コレクション」展

3月16日(火)~4月25日(日)

part.Ⅲ

ミニ企画展 収蔵名品展

## 歴史講座受講生募集中！

歴史を学ぼう！文化にふれよう！

博物館では新年度からの歴史講  
座の受講生を募集します。

歴史講座には、「漢詩文講座」「古  
典かな講座」「古文書講座」「金曜  
古文書講座」「みやこ学講座」の名  
コーズがあります。

各講座では毎回資料代実費とし  
て200円が必要となります。ま  
た、継続して受講を希望される方  
の申し込みについては不要です。  
受講希望の方はお気軽に博物館ま  
で問い合わせください。

### \*講座内容紹介

#### 【漢詩文講座】

講師 宮原加代子 先生

内容 昭和の元号を創案した吉

田増蔵(今は学軒)はふるさと出  
身の漢学者です。彼の詩の鑑賞  
を通して、新たな学軒像を発見  
してゆきます。漢詩の基礎も学  
習しますので初心者も歓迎です。

#### 【金曜古文書講座】

講師 当館学芸員 川本英紀

内容 博物館に収蔵される古文

書をテキストとして、江戸時代  
後期以降の豊前地域をめぐる行  
政・生活・文化に関わる様々な  
情報をお読み解きます。

#### 【みやこ学講座】

講師 当館学芸員 辛嶋貞治

内容 郷土の歴史について講義

(ばかりでなく実際に現地(遺跡  
や博物館など)を見学したり、  
ゆかりの実物資料に触れたりし  
ながら、体験的に学習します。

#### 【実施日】

毎月第2土曜日  
午前10時00分~

#### 【実施日】

毎月第4金曜日  
午前10時00分~

内容 今年は平城遷都三千三百  
年の年。その奈良時代に筑紫を  
中心に活躍した万葉歌人のうた  
を手習いしつつ鑑賞します。初  
心者大歓迎！用紙と鉛筆あるい  
は筆ペンをご用意下さい。

実施日 每月第3土曜日  
午前9時30分~

内容 座学は午前10時00分~  
見学会はその都度連絡します。

# みやこの歴史発見伝

## 番外編

文化財保護法にもとづいた

# 埋蔵文化財の保護

## 埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政府である国府がおかれ、國ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えてています。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」(遺跡とも呼ばれます)があります。

この文化財は、当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な構造や出土品によって明らかにできるという特色があります。それだけに地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない資料として大切に保護すべきものとされ、文化財保護法にもとづいています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表に、特に重要な遺跡は国や県・町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざま時代の、いろいろな種類の

埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

## 埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行っているのが埋蔵文

化財の事前審査で、みやこ町では文化財保護法の規定にのつてその手続きを以下のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行っていただきます。開発の内容や予定地によつては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせ下さい。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際に必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式は、みやこ町歴史民俗博物館の窓口に用意しておりますのでお申しださい。なお、試掘調査や本発掘調査にも所定の様式の書類を提出していただく必要があ

ります。様式については同じく博物館の窓口に用意しておりますのでお申しださい。

事前審査の結果、埋蔵文化財の所在が確認された場合には記録保存のための本発掘調査や工法・設計内容の変更をしていた

だく場合があります。したがって手続きは計画が固定化してしまった前の早い段階で行われることをお勧めいたします。

## 調査について

照会や協議の際には「調査」の用語が用いられます。しかし「調査」とはいつても、内容に次のような違いがあります。

**【確認調査】**周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡として登録されている場所)において、包藏される文化財の所在状況を詳しく把握するために行うもの。

**【試掘調査】**周知の埋蔵文化財包蔵地以外の土地(遺跡として登録されていない土地)において、埋蔵文化財の所在の有無とその状況を把握するために行うもの。

**【本発掘調査】**試掘調査等によつて所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によつて破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

## 周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について

こうした土地は工事途中で遺跡が発見される可能性がまだ残されているため、工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行いう必要が生じます(文化財保護法第96条)。したがつて工事

の発見が生じたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要です。また、工事の際に新たに遺跡や

遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要です。また、工事の際に新たに遺跡や

遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要です。

みやこ町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先  
生涯学習課文化係(博物館内)  
TEL 0930-33-4666

## ※埋蔵文化財事前審査の流れ

